

令和8年度

# 浜頓別町立浜頓別中学校 いじめ防止対策基本方針

教職員周知：令和8年4月 3日（金）※職員会議

生徒周知：令和8年4月 7日（火）※始業式または入学式に関わる学級活動  
（4月17日（金）実施）

保護者周知：令和8年4月18日（土）※PTA総会

ウェブ掲載：令和8年4月20日（月）

## はじめに・・・

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない、人権侵害行為です。

本校では、国の「いじめ防止対策推進法（以下、『法』）」（平成 25 年法律第 71 号）や「北海道いじめの防止等に関する条例」、「北海道いじめ防止基本方針」および「浜頓別町いじめ防止基本方針」に則り、「浜頓別町立浜頓別中学校 いじめ防止対策基本方針」を定め、年度ごとに見直しを図ります。

## 1 「いじめ」に関わる定義について

### (1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と法により定義されています。

また、インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で行われている場合や、「けんか」や「ふざけ合い」等と称される場合であっても、いじめを受けたとされる児童生徒本人が心身の苦痛を感じていれば、「いじめ」に該当すると法に規定されています。

本校においても、これらの法律に則り、「いじめ」を定義します。

### (2) いじめの「内容」の規定

具体的ないじめの様態としては、次のようなものがあります。

「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団で無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」など

### (3) いじめの「解消」の定義

いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている状態をいいます。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3カ月を目安とする）継続していること。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

### (4) いじめの「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」とは、法に以下のとおり規定されています。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 2 いじめ防止等のために学校が実施することについて

### (1) 学校の方針

学校においては、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応が徹底されることを目的に、法第13条に基づき、本「浜頓別町立浜頓別中学校 いじめ防止対策基本方針」を作成するとともに、保護者・地域に公表し、法第22条に基づき、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任および専門家等で構成する「不登校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの防止および早期発見、いじめに対する措置等の取組を積極的に行います。

### (2) いじめの防止

すべての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止にかかわる次の取組を進めるとともに、生徒や保護者への啓発活動を積極的に実施します。

また、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

安心安全な風土づくり…すべての教育活動を通じ、コミュニケーション能力や人間関係形成能力を育むとともに、人権教育、道徳教育、情報モラル教育を推進し、互いが「Only one」であることを生徒が認め合い、尊重し合える授業づくりや集団づくりを進めます。また、生徒会中心に生徒自らがいじめの防止に取り組む活動も進めます。

### (3) いじめの早期発見と積極的認知

いじめの定義に基づき、複数の教職員によって兆候を察知し、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく積極的に認知し、重大事態等へ発展することを防ぎます。そのために、以下の取組を進めます。

- ①生徒への定期的なアンケート調査の実施
- ②定期的な個人面談等の実施
- ③スクールカウンセラー等の効果的な活用
- ④警察等と連携した学校ネットパトロールの実施

### (4) いじめ事案への対応

生徒のいじめを発見したり通報を受けたりしたとき、およびいじめを受けている疑いがあるときは、直ちに「不登校いじめ対策委員会」を開催して情報を共有し、正確な事実の把握に努めます。組織的に以下の取組を進め、その経過や結果については速やかに教育委員会に報告します。

- ①いじめが明らかになった場合は、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ②双方の保護者に対し、家庭訪問などにより事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者と連携する。

## (5) 相談窓口

校内外における相談窓口は、以下のようなものがあります。

<p>&lt;校内（学校関係者）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学級担任</li><li>・養護教諭</li><li>・生徒指導主事</li><li>・管理職</li><li>・スクールカウンセラー等</li></ul>	<p>&lt;校外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子ども相談支援センター（北海道教育委員会）</li><li>・ほっかいどうこどもライン相談（北海道教育委員会）</li><li>・少年サポートセンター「少年相談 110 番」（北海道警察）</li><li>・北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）</li><li>・こころの電話相談（北海道立精神保健福祉センター）</li></ul>
--	---

## 3 重大事態への対処について

重大事態への対処については、教育委員会が主体となるため、添付されている浜頓別町いじめ防止基本方針に沿った対処となります。

### (1) 申し立て

児童生徒またはその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、その時点で学校または教育委員会が「重大事態ではない」と考えたとしても、法第 28 条の重大事態が発生したものとして扱います。

### (2) 報告

- ①学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。
- ②報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を町長に報告します。
- ③町長は状況に応じて総合教育会議を開催します。

### (3) 調査の主体、調査組織

重大事態の調査においては、教育委員会が主体となって調査を実施します。また、国のガイドラインに基づき、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の第三者（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害を有しない者であり、例えば、日頃から学校の相談に乗っているスクールロイヤーやスクールカウンセラーは、専門家であっても本調査における第三者には当たりません）を加えた調査組織を設置します。

### (4) 実際の調査に関わること

調査は、教育委員会が主体となって行われます。学校は、調査に対して誠実に対応します。また、当該いじめ事案の関係者のプライバシー保護も誠実に行います。

事案によっては、教育委員会が主体となり、警察等とも連携する場合があります。

### (5) 再発防止について

学校は、調査結果の提言を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定し、確実に実行します。また、いじめの防止等に必要な教職員の資質の向上を図る研修等を実施します。

## おわりに・・・

私たちは、浜頓別中学校の一員として、校訓「Only one」のもと、多様性を認め合い、誰もが共生していける社会を目指し、次のことに努め、誰一人取り残さない教育を実現します。

- ・校訓「Only one」に込められた「一人ひとりが互いに特別な存在である」ことを、すべての教育活動を通じて育みます。
- ・すべての浜頓別中学校教職員および生徒は、いじめは絶対に許さないという思いのもと、明るい挨拶と優しい言葉がけのあふれる教育環境づくりに努めます。
- ・教職員をはじめとしたすべての教育関係者は、いじめはどこにでも誰にでも起こり得ることの思いのもと、生徒理解を確かにし、いじめ見逃しゼロおよび保護者の信頼確保に努めます。

いじめ問題の克服は、浜頓別町のすべての大人の責務であると考えます。

本方針は、策定をもって終わりとするものではなく、国や町の方針改定や校内の実態を踏まえ、PDCAサイクルに基づき、常に見直しと改善を図るものとします。